

○狭山市市民会館条例

昭和54年6月30日

条例第14号

(設置)

第1条 市民の文化の向上と福祉の増進を図るため、狭山市市民会館（以下「会館」という。）を狭山市入間川2丁目33番1号に設置する。

(業務)

第2条 会館は、次に掲げる業務を行う。

(1) ホール、控室、リハーサル室、展示室、会議室、和室並びに附属設備及び備品（以下「施設等」という。）の利用に関すること。

(2) その他会館の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第3条 削除

(〔平成21年条例32号〕)

(休館日)

第4条 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が管理上必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日

(3) 1月1日から3日まで及び12月29日から31日までの日

(利用時間)

第5条 会館の施設等を利用することができる時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。

(利用の許可)

第6条 会館の施設等を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号の一に該当する場合は、これをしてはならない。

(1) 会館の管理上支障があると認められるとき。

(2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。

(3) その他会館の設置の目的に反すると認められるとき。

3 市長は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第7条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項及び市長の指示)

第8条 市長は、会館の利用者の遵守事項を定め、及び会館の管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第9条 市長は、利用権利者が次の各号の一に該当するとき、又は会館の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 第6条第3項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。

(2) 第7条の規定に違反したとき。

(3) 使用料を納期限までに納めなかつたとき。

(4) 不正な手段によつて利用の許可を受けたとき。

2 市は、利用権利者が、前項各号の一に該当する理由により、同項の処分を受け、これによつて損失を受けることがあつても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第10条 利用権利者は、その利用を終つたときは、速やかに当該施設等を原状に復しななければならない。前条第1項の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第11条 会館の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用に際して会館の施設若しくは設備を損傷し、又は会館の物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入館の禁止等)

第12条 市長は、会館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入館を禁止し、又はその者に対し、退館を命ずることができる。

(使用料)

第13条 利用権利者は、別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。この場合において、市長が指定する会館の附属設備及び備品の使用料は、別に規則で定める。

(利用料金)

第14条 前条の規定にかかわらず、指定管理者（第17条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）に会館の管理を行わせる場合においては、会館の施設等を利用する者は、会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(追加〔平成21年条例16号〕)

(使用料の減免)

第15条 市長は、第6条第1項の許可に係る利用が次の各号の一に該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため会館の施設等を利用するとき。

(2) 前号のほか、特別な理由があるとき。

(一部改正〔平成21年条例16号〕)

(使用料の還付)

第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

(1) 会館の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用権利者の責めに帰することができない理由により、会館の施設等を利用することができないとき。

(一部改正〔平成21年条例16号〕)

(指定管理者による管理)

第17条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に会館の管理を行わせることができる。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第2条各号に掲げる業務
 - (2) 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- 3 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、会館の管理を行わなければならない。
- 4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第4条ただし書、第5条ただし書、第6条第1項及び第3項、第8条、第9条、第12条、第15条及び第16条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあり、及び第9条第2項中「市」とあるのは「指定管理者」と、第4条ただし書中「認めるときは」とあるのは「認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第5条ただし書中「事情により」とあるのは「事情があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、」と、第15条（見出しを含む。）及び第16条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(追加〔平成21年条例16号〕)

(規則への委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、会館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成11年条例9号・21年16号〕)

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和54年9月規則第25号で、同54年10月1日から施行)

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表中特別土地保有税審議会委員の項の次に次のように加える。

市民会館運営委員会委員	日額 2,800		
-------------	----------	--	--

附 則（平成8年9月27日条例第11号）

- 1 この条例は、平成8年11月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の施設の利用申請に係る利用許可から適用し、同日前の施設の利用申請に係る利用許可については、なお従前の例による。

附 則（平成 11 年 3 月 19 日条例第 9 号）

- 1 この条例は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表市民会館運営委員会委員の項を削る。

附 則（平成 14 年 12 月 25 日条例第 32 号）

- 1 この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の施設の利用申請から適用し、同日前の施設の利用申請については、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年 6 月 26 日条例第 16 号）

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の狭山市市民会館条例（以下「改正後の条例」という。）第 17 条第 1 項の規定により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に狭山市市民会館の管理を行わせる場合は、改正前の狭山市市民会館条例の規定により市長がした処分その他の行為（この条例の施行の日以後の利用に係るものに限る。）又は市長に対してされた申請その他の行為（この条例の施行の日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。）については、改正後の条例の相当規定に基づいて指定管理者がした処分その他の行為又は指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成 21 年 12 月 28 日条例第 32 号）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 20 日条例第 3 号）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にされた施設の利用申請に係る利用許可については、なお従前の例による。

別表（第 13 条、第 14 条関係）

（一部改正〔平成 8 年条例 11 号・14 年 32 号・21 年 16 号・31 年 3 号〕）

市民会館施設使用料表

(単位 円)

施設の名称	利用区分			
	午前	午後	夜間	全日
大ホール	平日 17,000	平日 30,000	平日 40,000	平日 85,000
	日曜日 22,000	日曜日 40,000	日曜日 52,000	日曜日 110,000
	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日
	休日	休日	休日	休日
中ホール	平日 11,000	平日 21,000	平日 28,000	平日 59,000
	日曜日 15,000	日曜日 28,000	日曜日 36,000	日曜日 77,000
	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日
	休日	休日	休日	休日
小ホール	平日 7,000	平日 13,000	平日 18,000	平日 37,000
	日曜日 9,000	日曜日 16,000	日曜日 21,000	日曜日 45,000
	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日
	休日	休日	休日	休日
第1控室	200	300	400	900
第2控室	300	400	500	1,100
第3控室	200	300	500	1,000
第4控室	500	700	800	2,000
第5控室	200	400	500	1,000
第6控室	200	200	300	700
第7控室	500	800	900	2,100
第8控室	400	700	800	1,900
第9控室	400	800	900	2,100
リハーサル室	1,200	2,000	2,500	5,700
展示室	2,600	4,200	5,400	12,000

第1会議室	500	800	1,000	2,200
第2会議室	400	600	800	1,800
第3会議室	600	1,000	1,400	3,000
第4会議室	1,400	2,300	2,900	6,500
第5会議室	1,100	1,800	2,300	5,100
第6会議室	1,300	2,200	2,800	6,300
第1和室	600	1,000	1,200	2,800
第2和室	1,200	2,000	2,500	5,700

備考

- 1 利用区分のうち、「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後4時30分まで、「夜間」とは午後5時30分から午後9時30分まで、「全日」とは午前9時から午後9時30分までをいう。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 3 「中ホール」とは、大ホールの客席のうち市長が定める方法により区分したものを利用する場合をいう。
- 4 許可に係る利用区分が1利用区分を超えて利用する場合の使用料額は、それぞれの利用区分の規定使用料額の合計額とする。
- 5 利用時間の延長は、原則として認めない。ただし、管理上支障がない場合は、1時間以内に限り、これを認めることがある。この場合においては、許可に係る利用区分の使用料額（許可に係る利用区分が1利用区分を超えるときは、最後の許可に係る利用区分の使用料額）に100分の30を乗じて得た金額を加算する。
- 6 利用時間を延長した場合における使用料額に加算の対象は、当分の間、ホールに限り、適用するものとする。
- 7 利用権利者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合においては、許可に係る利用区分のうち、入場料等を徴収する利用区分の規定使用料額（入場料等を徴収する利用区分が1利用区分を超えるときは、それぞれの利用区分の規定使用料額の合計額）に次に掲げる率を乗じて得た金額を加算する。

(1) 入場料等の最高額が1人当たり1,000円未満のときは、100分

の 3 0

(2) 入場料等の最高額が 1 人当たり 1, 0 0 0 円以上 2, 0 0 0 円未満のときは、1 0 0 分の 6 0

(3) 入場料等の最高額が 1 人当たり 2, 0 0 0 円以上 3, 0 0 0 円未満のときは、1 0 0 分の 1 0 0

(4) 入場料等の最高額が 1 人当たり 3, 0 0 0 円以上のときは、1 0 0 分の 1 3 0

8 本市並びに所沢市、飯能市、入間市及び日高市に住所を有しない個人又は法人その他の団体が利用する場合には、許可に係る使用料額に 1 0 0 分の 6 0 を乗じて得た金額を加算する。

9 準備又は練習のため、ホールを利用する場合の使用料額は、それぞれ許可に係る使用料額の 1 0 0 分の 7 0 に相当する金額とする。